

多治見市人権施策推進指針について

(1) 計画策定の背景

【国】人権教育・啓発に関する基本計画

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。
- ・政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

【国・法務省】啓発活動強調事項（令和 6 年度）

キャッチコピー 『誰か』のことじゃない

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

【県】岐阜県人権施策推進指針（第４次改訂版）令和５年度策定

基本理念

多様性が尊重され、誰ひとり取り残されない「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進する。

１ テーマ 「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」

２ 重点対策

（１）「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進

（２）各市町村で策定された人権教育・人権啓発に関する施策への支援

（３）人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証

【多治見市：第１次指針】平成２２～３１年度

【第１次改定指針】平成２７～令和元年度

基本理念

- ・一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり
- ・差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくり
- ・一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり

共通認識【改定指針より追加】

人権とは「お互いを思いやり、お互いの命を尊重し、よく生き合うこと」

※生き合う：相手とまっすぐに向き合い、呼べば応える「呼応の関係」という言葉で、人はひとりで生きているのではなく、生き合う中で生きる力をもらっているということです。

【多治見市：第２次指針】令和２～６年度

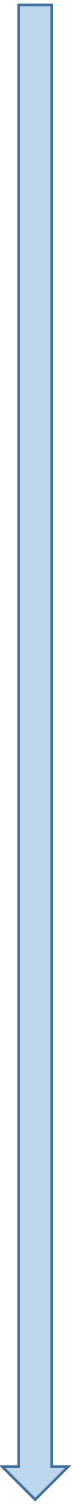
共通認識〈めざす社会の姿〉

誰一人として取り残さない社会へ

基本理念

- ・一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり
- ・差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくり
- ・一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり

(2) 第2次指針策定後の社会及び国・県の動向の変化

- 
- 令和2年3月 ▶ 第2次多治見市人権施策推進指針 策定
- 令和3年 ▶ 【国】第4次犯罪被害者等基本計画 策定
- ▶ 【国】障害者差別解消法 改正
- ▶ 【国】新型インフルエンザ等対策特別措置法 改正
- ▶ 【県】岐阜県犯罪被害者等支援条例 施行
- ▶ 【県】第4次岐阜県青少年健全育成計画 改定
- ▶ 【県】第3期岐阜県障がい者総合支援プラン 策定
- 令和4年 ▶ 【国】AV出演被害防止・救済法 施行
- ▶ 【国】プロバイダ責任制限法 改正
- ▶ 【県】岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針 改称・改定
- ▶ 【県】岐阜県男女共同参画計画（第4次） 中間見直し
- 令和5年 ▶ 【国】こども基本法 施行
- ▶ 【県】岐阜県人権施策推進指針（第四次改定） 策定
- ▶ 【県】岐阜県パートナーシップ宣誓制度 施行
- 令和6年 ▶ 【国】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行
- その他 ▶ スマートフォンの普及によるSNS等での人権侵害の拡大
- ▶ 新型コロナウイルス感染症における人権侵害
- ▶ 大規模災害による避難所生活の長期化

社会情勢の変化、国・県・他自治体の動向、市民意識を踏まえて

令和7年3月 第3次多治見市人権施策推進指針の策定

(3) 指針改定の趣旨

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題に対し、正しい知識を持ち、それぞれの人権を尊重することが求められています。

本市では、昭和 51 年 7 月に「われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現する」として人権擁護モデル都市宣言し、人権教育や人権啓発の様々な取組を行ってまいりました。

しかし社会には依然として、人命を奪う虐待やいじめ、性的マイノリティへの偏見や差別、スマートフォンの普及や様々な SNS の利用拡大によるインターネット上での誹謗中傷など、人権を脅かす事案が多数発生しています。

このような状況や「多治見市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取組を引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「多治見市人権施策推進指針」の第 3 次改定を行うものです。

(4) 基本理念

SDGs が目指す姿（「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現）は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においても SDGs の観点を踏まえ各種取組を推進していくことが必要です。

これまでの第 2 次指針では、共通認識を「誰ひとり取り残さない社会へ」、基本理念を「一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり」「差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくり」「一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり」として、人権施策を推進してきました。

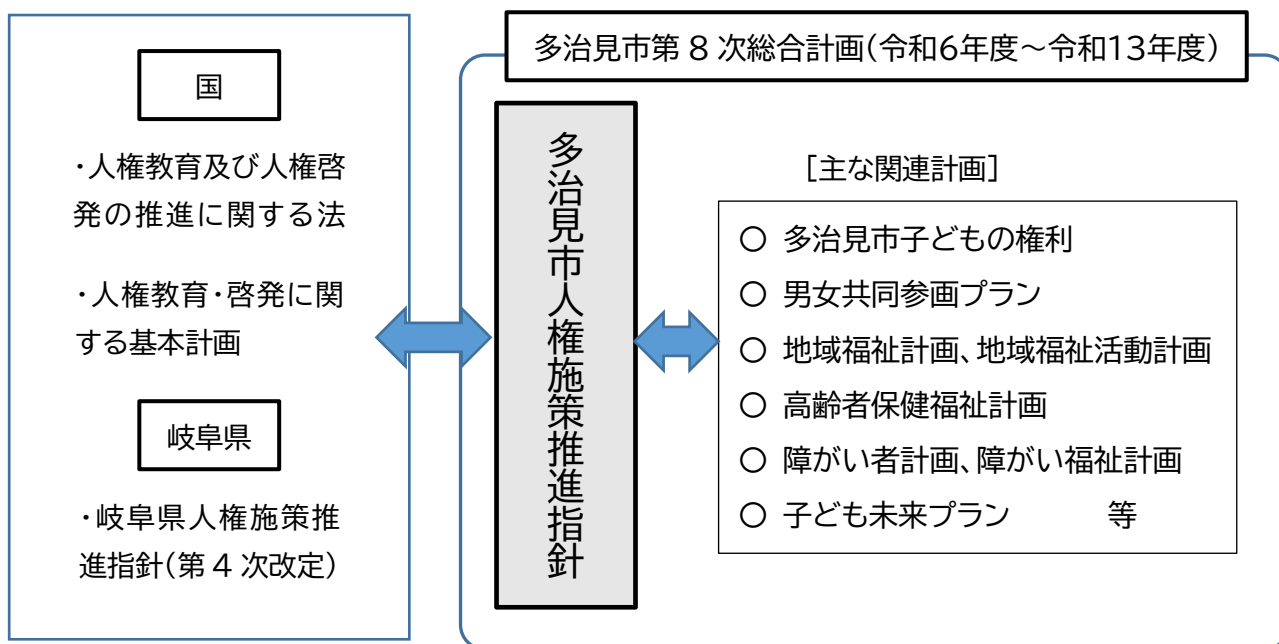
今後も、これまでの基本的な考え方を受け継ぐとともに、「第 8 次多治見市総合計画」の、目指すまちの姿『市民が主役！躍動するまち 多治見』の実現に向けて、基本理念を以下のとおりとします。

『一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め合うまちを目指して』

(5) 指針の位置づけ

●本計画は、上位計画である「第8次多治見市総合計画」を踏まえるとともに、各種計画と整合・連携を図りつつ策定します。

●人権教育・啓発に関する基本計画には、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取り組みにとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取り組みを着実に推進することとする。と明記している。



(6) 計画期間

●第2次指針は、令和7年3月に終了となることから、本計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■ 計画の期間

平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
							第 3 次指針（本指針）					次期指針	
第 1 次改訂指針		第 2 次指針											